

奥尻町告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図書は、令和5年3月15日から令和5年3月31日まで、奥尻町役場建設水道課において、縦覧に供する。

令和5年3月15日

奥尻町長 新村 卓実



1 占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	区 域
町道奥尻中央2号線	奥尻郡奥尻町字球浦555番地先から 奥尻郡奥尻町字球浦434番地先まで

2 制限の対象となる占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新または移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路において、電柱の倒壊により発生する緊急車両等の通行不能を防止し、災害救助、支援等を迅速に行うため。

4 占用の制限を開始する期日

令和5年4月1日